

認定書

国住指第 2518 号
平成 24 年 11 月 12 日

オリエンタル産業株式会社
代表取締役 的場 敏行 様

国土交通大臣 羽田 雄一郎



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-3535
2. 認定をした構造方法等の名称
アクリル樹脂系塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 材料名

アクリル樹脂系塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表 1 に示す。

表 1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	エンボス
厚さ	0.0696mm（基材を除く）
質量	79g/m ² （基材を除く）

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表 2 に示す。

表 2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様												
アクリル樹脂系塗料	厚さ0.0696mm、質量79g/m²（固形量）、有機質量43.9g/m² アクリル樹脂系塗料（上塗り）： 厚さ0.044mm、質量40g/m²（固形量） <table border="0"> <tr> <td>アクリル系樹脂</td><td>45.0質量%</td></tr> <tr> <td>有機質系添加剤（セルロース等）</td><td>7.3質量%</td></tr> <tr> <td>無機質系顔料（炭酸カルシウム、酸化チタン等）</td><td>47.7質量%</td></tr> </table> アクリル樹脂系塗料（下塗り）： 厚さ0.0256mm、質量39g/m²（固形量） <table border="0"> <tr> <td>アクリル系樹脂</td><td>53質量%</td></tr> <tr> <td>有機質系添加剤（アクリルポリマー、鉱油等）</td><td>6質量%</td></tr> <tr> <td>無機質系顔料（酸化チタン、酸化亜鉛、酸化カルシウム）</td><td>41質量%</td></tr> </table>	アクリル系樹脂	45.0質量%	有機質系添加剤（セルロース等）	7.3質量%	無機質系顔料（炭酸カルシウム、酸化チタン等）	47.7質量%	アクリル系樹脂	53質量%	有機質系添加剤（アクリルポリマー、鉱油等）	6質量%	無機質系顔料（酸化チタン、酸化亜鉛、酸化カルシウム）	41質量%
アクリル系樹脂	45.0質量%												
有機質系添加剤（セルロース等）	7.3質量%												
無機質系顔料（炭酸カルシウム、酸化チタン等）	47.7質量%												
アクリル系樹脂	53質量%												
有機質系添加剤（アクリルポリマー、鉱油等）	6質量%												
無機質系顔料（酸化チタン、酸化亜鉛、酸化カルシウム）	41質量%												
基材	不燃材料（金属板を除く）：平成12年建設省告示第1400号に例示された不燃材料のうち、すでに化粧を施されたもの及び鉄鋼、アルミニウム、金属板を除くもの。												

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図 1 に示す。

単位mm

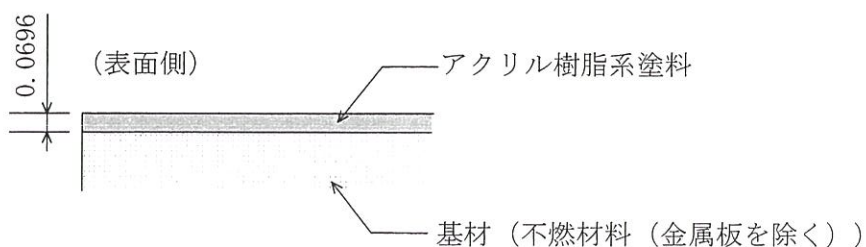


図 1 断面図